

令和2年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和2年 2月26日

半田市監査委員 鈴木 幸彦

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和元年12月27日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和元年12月27日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく請求は次のとおりである。（請求書原文のとおり 資料は省略）

○住民監査請求書（令和元年12月27日）

地方自治法242条第1項に則り、以下の住民監査請求を提出するので、必要な措置を求めらる。

1. 請求の内容（措置対象は、半田市長と半田市議会です。）

半田市長と半田市議会は、市民からの住民監査請求及び市業務監査依頼に対する半田市監査委員による監査業務を骨抜きにする目的で、識見を有する者ではな

く、監査委員として不適な西川承を代表監査委員に選任しているばかりでなく、監査委員報酬として同委員に月額 105,200 円を公費から支給して、半田市に損害を与えています。これまでの 1 年間分の同氏への支給額を半田市長と半田市議会は、半田市に弁償するよう求める。

さらに、西川承を代表監査委員から解任するよう求める。

2. 請求の理由

現在の代表監査委員西川承は、次頁に記すように、委員として不適であり、そのことを分っていながら、半田市長と半田市議会は、同氏を委員に選任して、市民の権利の行使を妨害すると共に、半田市に損害を与えている。

(西川承が監査委員として不適である理由)

i. 西川承は、半田市役所の元幹部の実弟であり、半田市長以下の半田市役所職員と利害関係を有する者です。このため西川承に入る諸情報は、半田市役所に片寄せた内容になります。従って、公正公平な監査を行うには不適な立場にあります。

ii. 西川承は、住民監査請求制度を有名無実にしています。その不正な手口は、次の通りです。

・手口 1. 監査実施の状況を請求者に公開せず、公正公平に監査をしているのか全く分からない。

・手口 2. 住民監査請求に対する市側の主張内容について、請求者による反論機会を全く与えていない。

・手口 3. 請求者による陳述の場で、西川は、請求者に対し、「請求を取り下げる」との不謹慎な発言をしたばかりでなく、その録音部分を市職員に消却させ、不正を隠滅した。

・手口 4. 上記の 1. ～ 3. の手口を用いて、市側の主張を不当・不正な理由で支持して、請求をことごとく却下・あるいは棄却した。(半田市ホームページより)

iii. 西川承は、監査委員として不適であるのに、陳述の場で、市民である請求者に、上記 ii. の手口 3. のような発言をする等、市民を上から目線でみて思い上がっている。西川承は、法 196 条にいう「人格が高潔」ではなく、人として問題のある市民であることは明らかです。請求者はこれまで西川と、4～5 回応対しており上記は事実です。

iv. 西川承は、会計士としての特殊知識を有しているが、それ以外の常識的知識(例えば、文書作成のイロハも知らない)に欠ける、特殊技能者であり、監査委員として必要な広い分野の知識(ゼネラリスト)に欠け、法 196 条に定める「優れた識見を有する者」ではありません。

v. 平成 30 年 5 月に請求者が文書で半田市監査委員に市情報公開事務局の不正職務について業務監査依頼を提出した件について、西川承は、これまで何も行っていません。西川は、半田市役所と癒着している。

vi. 西川承は、上記のように半田市監査委員として不適である立場・人物であるのに、半田市からの監査委員への着任要請を受ける、見識のない者です。(識見者であれば、辞退します。)

vii. 西川承は、本来自身が行うべき監査業務を市職員(監査事務局員)にやらせている。

viii. 西川承は、半田市長の配下にある半田市監査委員事務局と癒着して、市民による住民監査請求制度を骨抜きにしている。

以上の請求の理由を裏付ける資料として、次頁の文書を本請求書に添付します。

3. 本請求書に添付する文書

(1). 令和元年 8 月 26 日付け、請求者作成

「市長への手紙」半田市監査委員制度の改善について(陳情)

(2). 令和元年 9 月 4 日付け、半田市長作成

「市長への手紙」について(上記(1)の回答です。)

(3). 令和元年 8 月 26 日付け、請求者作成

「議会へ「市民の声」」市民代表の市監査委員選任時の改善について(陳情)

(4). 令和元年 9 月 19 日付け、半田市議会議長作成

上記(3). への回答文です。

(5). 令和元年 9 月 10 日付け、請求者作成

「市長への手紙」半田市監査委員制度の改善について(再陳情)

(参考: この再陳情に対する市長からの回答をまだいただいていません。)

(6). 令和元年 8 月 13 日付け、請求者作成

「市長への手紙」半田市監査委員による市情報公開事務局への業務監査未実施について(理由調査依頼)

(参考: この理由調査依頼に対する市長からの回答をまだいただいていません。)

(7). 令和元年 12 月 6 日付け、半田市監査委員事務局長作成

監査委員との意見交換について

(8). 令和元年 12 月 7 日付け、請求者作成

住民監査請求の監査について(上申)

(9). 令和元年 12 月 18 日付け、半田市監査委員作成

住民監査請求の監査について(上申)の取り扱いについて

今回は、以上の 9 文書を提出します。

4. 請求人による陳述について

追加証拠及び請求書への補充がありますので、陳述の機会を求めます。

5. 監査請求書の監査について

本件は、現任の半田市監査委員に対するものですので、本件の監査実施では、このことを充分考慮して、公正公平に対応していただくようお願いします。

令和元年12月3日付けの請求者提出の「住民監査請求書（2枚）」に対する監査についても、監査委員として不適な西川承をはずしていただきたい。

以上

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法（以下、「法」という）第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

監査請求の対象となる者は市長、委員会、委員及び市の職員に限られ、議会は監査請求の対象とならない。そのため、請求の内容には、「措置対象は、半田市長と半田市議会です。」との記載があるが、半田市議会の判断を監査請求の対象から除外した。

また、法第199条の2の規定により、西川承識見監査委員は除斥とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和2年2月4日に陳述の機会を与えたが、請求人は出席しなかった。

2 監査の対象事項

本監査においては、西川承識見監査委員の平成31年1月から令和元年12月分の報酬支給が違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査委員事務局に対し、書類の提出を求めた。

第4 監査委員が認定した事実

1 監査委員報酬について

監査委員の報酬については、法第203条の2第1項、同条第4項及び「半田市特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月

31日条例第5号。以下「本条例」という。)」で規定している。

本条例によると識見を有する者の中から選任された監査委員報酬は、月額105,200円(本条例第1条に規定する別表)であり、それぞれ毎月22日に支給されている。報酬の支給停止に関する定めはない。

2 監査委員の職務等について

半田市監査委員の職務については、法第199条の規定のとおり、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することであり、具体的には、住民の直接請求による事務監査をはじめ、財務監査、決算審査、例月現金出納検査及び住民監査請求に伴う監査などを行っている。

上記職務について開催された会合等に対し、西川承識見監査委員が欠席をした事実はない。

3 監査委員報酬の支払い状況について

平成31月1月から令和元年12月分の識見監査委員報酬の支給状況に関して、関係部局からの提出資料により、西川承識見監査委員に対して、本条例の規定により、月額報酬105,200円が支給されていることが確認された。

第5 判断

識見監査委員に対する報酬の支給については、法第203条の2第1項、法第203条の2第4項及び本条例で規定しており、条例に基づき編成された予算についての議会の議決を経た上で、半田市財務規則(昭和46年12月1日規則第11号)に基づき、適正に支出されている。

この点、法197条の2によれば、市長は、監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。しかし、西川識見監査委員は、住民の直接請求による事務監査をはじめ、財務監査、決算審査、例月現金出納検査及び住民監査請求に伴う監査などを行っており、これらの職務について開催された会合等に欠席した事実もない。したがって、同人について、職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めすることはできず、市長が西川識見監査委員を罷免しないことにつき、違法も不当も存在しない。

以上のとおり上記の財務会計上の行為には、違法性も不当性も認められない。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は棄却とする。

令和2年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和2年 2月26日

半田市監査委員 西川 承

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和元年12月27日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和元年12月27日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく請求は次のとおりである。（請求書原文のとおり 資料は省略）

○住民監査請求書（令和元年12月27日）

地方自治法242条第1項に則り、以下の住民監査請求を提出するので、必要な措置を求めらる。

（以下、代表監査委員報酬に関する記載のため、省略）

○住民監査請求補充書（3枚）（令和2年1月24日）

令和元年12月27日付けで請求者が作成した「住民監査請求書（5枚）」と題

する文書に、次の内容を補充・追加するので、必要な措置を求める。

1. 追加・補充する請求の内容（措置対象は、半田市議会と半田市長）

半田市監査委員鈴木幸彦は、昨年春に半田市議会議員の中から半田市監査委員に任命され、その後これまで半田市代表監査委員西川承と、市民からの住民監査請求及び半田市業務の各監査を行う立場にあります。

ところが鈴木幸彦は、次頁2. に記すように、与えられた監査業務を公正・公平に実施していません。にもかかわらず監査委員報酬として半田市役所は、鈴木幸彦に月額 34,200 円を支給しています。同氏を半田市監査委任に選任した半田市議会と半田市長は、半田市に損害を与えており、これまでに同氏に支給した監査委員報酬を、半田市に弁償するよう求める。

2. 上記1. に対する請求の理由

令和元年 12 月 27 日付けで請求者が作成をして半田市にすでに提出している「住民監査請求書（5 枚）」と題する文書に記しているように、半田市代表監査委員西川承は、地方自治法に定める代表監査委員の要件である「識見を有する者」ではなく、かつ、「人格が高潔な者」でもありません。

にもかかわらず、鈴木幸彦は、代表監査委員の不正・不当な監査業務を正そうとせず、ただ従順に同様の監査業務を行なってきました。

従って、鈴木幸彦は、西川承と結託して、半田市の監査制度を骨抜きにしています。

以上の請求の理由を裏付ける資料として、以下の文書を本請求補充書に添付します。

〈補充〉

3. 添付する文書（5 文書です。）

- (1). 令和元年 6 月 18 日付け、半田市監査委員（西川・鈴木）作成
補正の提出について（31 半監第 81-7 号）
- (2). 令和元年 6 月 19 日付け、半田市監査委員（西川・鈴木）作成
補正の提出について（補足）（31 半監第 81-9 号）
- (3). 令和元年 6 月 20 日付け、請求者作成
上記（1）. と（2）. の文書に対する「苦情及び異議申立について」
- (4). 令和元年 6 月 24 日付け、請求者作成
住民監査請求書（2 枚） 西川と鈴木の不正に対して。
- (5). 令和 2 年 1 月 20 日付け、半田市監査委員（鈴木）作成

住民監査請求に係る請求人の陳述の日程調整について

4. 請求者による陳述について

本請求補充書及び令和元年12月27日付けの請求書に対する、追加証拠及び請求理由への補充がありますので、陳述の機会を求めます。

5. 住民監査請求書の監査について

新たに半田市監査委員二名を選任していただいたうえで、本件の監査を実施していただくよう、お願いします。

また、令和元年6月27日付け、半田市監査委員事務局局長作成の「住民監査請求について（通知）」と題する文書のたぐいの対応は、厳禁します。

（参考）

令和元年6月27日付けの上記文書については、住民監査請求の内容があまり重要でなかったことから、請求者は、黙認しましたが、今回の場合は、監査制度の根幹に関わるものですから、上記の対応を求めます。

以上

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法（以下、「法」という）第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

監査請求の対象となる者は市長、委員会、委員及び市の職員に限られ、議会は監査請求の対象とならない。そのため、請求の内容には、「措置対象は、半田市長と半田市議会です。」との記載があるが、半田市議会の判断を監査請求の対象から除外した。

また、請求人は新たな監査委員の選任を求めているが、監査委員は法第197条の2第1項の定めによるところ以外では罷免されず（同条第2項）、法第242条第5項による監査期限である令和2年2月26日時点で交代の予定はないため、現監査委員による監査を実施した。

さらに、法第199条の2の規定により、鈴木幸彦議選監査委員は除斥とした。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して令和2年2月4日に陳述の機会を与えたが、請求人は出席しなかった。

2 監査の対象事項

本監査においては、議会選出監査委員の就任日（令和元年5月14日）以降の報酬支給が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査委員事務局に対し、書類の提出を求めた。

第4 監査委員が認定した事実

1 監査委員報酬について

監査委員の報酬については、法第203条の2第1項、同条第4項及び「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号。以下「本条例」という。）」で規定している。

本条例によると議会の議員の中から選任された監査委員報酬は、月額34,200円（本条例第1条に規定する別表）であり、それぞれ毎月22日に支給されている。報酬の支給停止に関する定めはない。

2 監査委員の職務等について

半田市監査委員の職務については、法第199条の規定のとおり、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査することであり、具体的には、住民の直接請求による事務監査をはじめ、財務監査、決算審査、例月現金出納検査及び住民監査請求に伴う監査などを行っている。

上記職務について開催された会合等に対し、鈴木幸彦議選監査委員及び西川承識見監査委員が欠席をした事実はない。

3 監査委員報酬の支払い状況について

令和元年5月から令和2年1月分の議選監査委員報酬の支給状況に関して、関係部局からの提出資料により、鈴木幸彦議選監査委員に対して、本条例の規定により、月額報酬34,200円（令和元年5月分は日割り計算による就任後の日数分）が支給されていることが確認された。

第5 判断

議選監査委員に対する報酬の支給については、法第203条の2第1項、法第203条の2第4項及び本条例で規定しており、条例に基づき編成された予算についての議会の議決を経た上で、半田市財務規則（昭和46年12月1日規則第11号）に基づき、適正に支出されている。

この点、法197条の2によれば、市長は、監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。しかし、鈴木幸彦監査委員は、住民の直接請求による事務

監査をはじめ、財務監査、決算審査、例月現金出納検査及び住民監査請求に伴う監査などを行っており、これらの職務について開催された会合等に欠席した事実もない。また、西川承識見監査委員も、上記監査を行い、全ての会合等に出席しており、職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行はなく、鈴木幸彦監査委員が西川承識見監査委員に対し、何も対応を取らなかったことは問題がない。したがって、鈴木幸彦監査委員について、職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めることはできない。

以上のとおり、報酬の支給という財務会計行為自体にも、その前提となる人事行政上の判断にも、違法性及び不当性は認められない。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は棄却とする。